

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 東 正昇

産業建設委員長報告を申し上げます。
今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第60号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、去る9月29日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第60号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」であります。公営住宅法施行令等が一部改正されたことに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

委員からは、現在鳴門市が管理している市営住宅の戸数及び入居率について質疑がありました。

理事者からは、現在鳴門市が管理している市営住宅は883戸であり、入居率は平成29年度現時点で64.8パーセントであるとの説明がありました。

また委員からは、用途廃止の傾向にある市営住宅の今後の方針について質疑がありました。

理事者からは、現在市内24団地については用途廃止予定としており、その内、老朽化し危険な状態となっている団地、入居者がほとんどいない団地については優先的に処分を検討しており、団地取り壊し後の販売等も積極的に行う方向で考えているとの説明がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第61号 鳴門市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税

の課税免除に関する条例の一部改正について」であります
が、当該条例の根拠法である「企業立地の促進等による地
域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の改
正に伴い、引用条項等の整理を行うものであります。

委員からは、改正後の基本計画は現行の基本計画がその
まま移行したものであるのかとの確認があり、理事者から
は、現行の基本計画を見直し、新たな基本計画の作成を行
っている。現在、県及び市町村で一つの基本計画を作成し、
国に申請しているところであるとの説明がありました。

また委員からは、地域経済牽引事業とは具体的にどのよ
うな事業であり、また当該事業に該当するとの判断を行う
機関はどこかとの質疑がありました。

理事者からは、同意基本計画において地域経済牽引事業
を定め、現在国に申請中であり、徳島県における地域経済
牽引事業にはLED関連産業、健康医療関連産業、地域資源
関連産業等が挙げられているとの説明がありました。また、
該当事業については、県及び市町村で統一した基本計画を
作成する段階で判断される。さらに、国の同意を得た基本
計画を基に事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、その
事業者が作成した計画書を県に、事業が官民連携の場合は
国に承認を申請するとの説明がありました。

次に委員からは、地域経済牽引事業に指定された場合
の固定資産税の免除について質疑がありました。

理事者からは、一定の取得価格要件を満たせば、3年間
の固定資産税が免除され、免除分については国から減収補
填が受けられるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しま
した。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同
を賜りますようお願い申し上げます。